

郡山市浸水対策調整会議設置要綱

(設置)

第1条 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進することを目的として、庁内の流域治水対策の検討及び情報共有等の調整を行う郡山市浸水対策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合的な浸水対策の推進に関すること。
- (2) 特定都市河川の指定に係る関係機関との調整に関すること。
- (3) 庁内の連絡調整に関すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には建設構想部長を、副委員長には建設構想部次長及び上下水道局次長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる所属の長をもって充てる。
- 4 委員長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、調整会議の運営上必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員長は、第2条の所掌事務について、特に必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会員は、委員長が指定した所属の所属長（以下「所属長」という。）が指名した者をもって構成する。
- 3 所属長は、委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の結果について、調整会議で報告するものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、建設構想部河川課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

防災危機管理課、公有資産マネジメント課、農林基盤整備課、道路保全課、都市政策課、開発 建築法務課、公園緑地課、経営戦略課、下水道整備課、下水道保全課
